

CKD抽出基準の設定及び周知について

保険者が特定健診の結果からCKD患者や重症化リスクの高い者を抽出し、早期に適切な治療へ繋げることでCKDの重症化を予防するため、抽出基準を定め、保険者へ周知する。

また、抽出した対象者が自身の状態を認識し、確実に受診へとつながるよう、受診勧奨通知を作成し、保険者が対象者へ受診勧奨する際の活用を促す。

○CKD抽出基準について

(資料 2 - 2) 参照

- ・ eGFR から年齢や尿蛋白の結果等を踏まえて抽出

○受診勧奨通知「腎機能に関する検査のお勧め」について

(資料 2 - 3) 参照

- ・ 健診結果から腎機能の低下がある方へ、「腎機能に関する検査のお勧め」を用いて受診勧奨を行う。
- ・ 状態に応じて、CKD 協力医又は腎臓専門医を受診先として案内する。